

## 姫路市教育委員会会議録（令和 7 年 5 月）

○ 日 時 令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 2 時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後 2 時）

日程第 1 会議録署名委員の指名等

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議事

議案第 4 号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 令和 8 年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について

議案第 6 号 姫路市学校運営協議会委員の解任及び任命について

議案第 7 号 姫路市立図書館協議会委員の任命について

日程第 4 報告

1 子どもの学校改革応援プロジェクト参加校募集について

2 （仮称）姫路市立高等学校の運営体制について

日程第 5 次回委員会開催日時等

日程第 6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員

（事務局）平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、

宮崎教育企画室参事、角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、

城谷城内図書館長、藤岡総務課長、柳田教職員課長、中尾学校指導課長、

（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により三木委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。
- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、報告事項の2 (仮称) 姫路市立高等学校の運営体制について、が追加になっております。
- 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 議案第4号は会議規則第15条第3号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第6号及び第7号は同条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当し、報告事項の2は同条第6号に規定する「公開が不適当な事件」に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第4号、第6号、第7号及び報告事項の2は非公開と決定します。なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
議案第5号 令和8年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について

事務局からこの件について説明してください

(事務局)

○ (学校指導課長 議案第5号について説明)

教科用図書(以下「教科書」)の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会にございます。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、兵庫県の「令和8年度使用教科用図書の採択に関する基本方針」により、教科書の採択は毎年行うこととなっております。以上により、「令和8年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択方針」の決定についてお諮りいたします。

教科書の採択方針として、5項目あげております。1項目めは「採択に関する基本方針」です。姫路市立小・中・義務教育学校、特別支援学校及び高等学校において使用する教科書の採択に関する基本的な考え方を、12点示しております。なお、小学校及び中学校の検定済教科書については、令和8年度に使用する教科書は、前年度と同一のものを採択するよう政令により定められているため、採択替えは行いません。2項目めは「採択の権限」です。教科書の採択は姫路市教育委員会が行うことを明記しております。3項目めは「採択の方法」です。小・中・義務教育学校、特別支援学校において使用する一般図書、高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科書の採択方法について示しております。なお、一般図書とは、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒が、検定済教科書や文部科学省の著作権本を使用せず、各自の障害の状況に応じて使用する絵本等の図書のことです。4項目めは「採択の公正確保」です。文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知に則り、教科書採択に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底するために、「過大な宣伝行為等への対処」「検定申請本の取扱い」「教科書発行者との関係」について示しております。5項目めは、「開かれた採択の実施」です。採択に関する情報を公開するなど、開かれた採択に努めることを示しています。

現行の採択方針からの主な変更点といたしましては、「1 採択に関する基本方針」の(7)を「中学校及び義務教育学校後期課程において使用する検定教科書は、学校教育法附則第9条に規定する「一般図書」を除き、令和6年度と同一の教科書を採択する。」という文言に変更しております。

また、令和8年度の市立高等学校の新設校開校に伴い、3項目めの「採択の方法」に採択の手順を追記しております。新設校は現姫路高等学校の校地に開校されるため、現姫路高等学校を校地校、現姫路高等学校長を校地校校長とします。新設校における教科書採択は、校長を校地校校長、校内を校地校内に読み替えます。具体的には、現姫路高等学校長を会長、琴丘・飾磨両校の校長を副会長とし、現市立3高等学校の教員や保護者の代表によって構成される選定委員会にて選定を進めてまいります。

本日の「令和8年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針」決定後は、この採択方針を、各学校に送付します。それを受け、小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校は、「学校教育法附則9条による一般図書選定に関する

申請書」を提出し、高等学校及び特別支援学校の高等部は「教科書選定に関する申請書」を提出します。7月24日の教育委員会におきまして、学校からの申請を審議していただき、令和8年度に使用する教科書の採択をしていただくことになります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第5号 令和8年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について  
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、  
報告事項の1 子どもの学校改革応援プロジェクト参加校募集について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の1について説明)

「1 趣旨」でございますが、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより、多様な教育的ニーズを満たす学習環境づくりを行う「子どもの学校改革応援プロジェクト」について、参加校の募集及び選考を実施するものでございます。昨年度はモデル校として城北小学校と飾磨中部中学校を選定しましたが、今年度は広く全ての小中学校から希望を募ることとします。

「2 参加校募集の概要」でございますが、対象となる学校は、姫路市立小学校、中学校及び義務教育学校です。募集内容は、子どもたちの意見や思いを基にした、学校における学習環境の整備のアイデア及び寄附者へのお礼の内容です。募集期間は、本年5月12日から7月18日としております。

「3 事業のスケジュール」でございますが、8月に選考を行い、実施校を決定します。実施校決定後、10月から12月にクラウドファンディングを実施し、当該寄附額を令和8年度予算案に反映させます。令和8年4月以降、アイデアに基づき順次各学校において工事や備品購入などを実施していく予定としております。

「4 選考方法」でございますが、選考基準としましては、アイデアがどこから生まれ、どのような背景や思いが込められていて、どのような効果をもたらすのかといったアイデアの「ストーリー」を重視したいと考えております。具体的には、実現することによって、学校にどのような効果がもたらされるか、子どもたちがアイデアの創出、実現にどのように関わっているか、多くの方々から広く共感を得て、積極的に寄附してもらえる内容か、これまでの学校になかった空間

を創出するような発想があるか、費用や整備期間、維持管理に係る負担について、無理のない内容となっているか、の基準に基づき、一次審査を提出書類により、教育委員会事務局内で審査を行う予定です。続いて二次審査として、選考委員会による審査を行います。選考委員は教育委員の皆さま、教育長、教育次長にお願いしたいと考えております。また、学校の希望があればプレゼンテーションをすることも可能としております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

姫路市の教育で注力しているのは、インフラ整備と探究学習ということでしたが、このプロジェクトは、広義な意味での探究学習に密接につながっていると思います。にもかかわらず、クラウドファンディングで予算を作っていくのはなぜですか。

(答)

子供たちが安全安心で学べるよう、学校の老朽化対策に予算が重点的に配分されていますので、手を付けられていない多様な教育的ニーズを満たす学習環境づくりを、なんとか実現したいという思いで始まったものです。全学校で整備できるのが理想ですが、まずは何校か整備をして、効果があれば全市的に広げていくことも検討したいと思っています。

(意見)

同じ学校から複数の応募が出てきてもいいと思いますし、子供たちがベースになって組み立てて、先生がそれを形にするための後押しをするようにしたら、子供たちの声が前面に出るような提案になると思います。子供たちの思いつきを先生がきれいにまとめてしまうのではなく、どのように形にするのかを子供たち自身が考えることが大切です。応募条件に合うかどうかの落とし込みを子供たち自身でやっていくことが、刺激になり勉強になると思います。

(答)

ホームルームの中で意見を出し合ったり、プリント等を配って家に持ち帰って考えてもらうなど、子供たちからのアイデアの募り方は各学校に任せる形にしています。同じ学校から複数の応募というのは想定していませんでしたが、一つに絞らずに、先生方から見ても制度的に実現できそうな提案であれば、複数応募していただくことも検討していきたいと思います。

(答)

選考基準の中に、「ストーリーを重視する」と書いていますように、自分たちの施設がこんなふうになったらいいなという思いと同時に、学校現場においては、このプロジェクトをうまく活用して学びに転換し、色々な学び合いを深めていってほしいと思います。

(意見)

応募条件の一つに、「寄附者へのお礼を実施すること」がありますが、任意でお礼をするのは良いことだと思いますが、お礼をエントリーの条件として提示するの

は、学校教育の場になじまないのではないかと思います。

(意見) 昨年度は、学校からお礼をするのではなく、姫路市がお礼の内容を考えていましたが、学校からお礼をするとなると、誰が何を提供するのが難しくなると思います。

(答) 昨年度はモデルケースということで、金額ごとにお礼の内容を事務局で考えましたが、内容によっては反発もあり、事務局主導で考えてしまったことでうまくいかなかったという反省があります。日程調整等で学校にも負担をかけてしまった部分もありました。ふるさとチョイスのサイトの寄附メニューの中から姫路市のクラウドファンディングを選んでいただくためには、お礼を最初に載せておくこともPRになると思いますし、学校に負担をかけないように、学校ができる範囲でお礼を考えていただく方がスムーズであると思い、応募条件に入れさせていただきました。

(意見) このような応援プロジェクトに寄附をしようとしてくれる人は、お礼を期待していないのではないのでしょうか。

(答) ふるさと納税制度では、寄附金額の3割以内の返礼品をお返しすることができますが、今回はクラウドファンディングなので、姫路市民からも寄附をいただくため金銭的な価値のあるお礼はできませんので、金銭的価値を生まないお礼の内容を学校に決めていただくという判断をしました。

(意見) 子供たちが主軸に考えて、能動的に案を出すという趣旨からすると、なじまないと思います。あえて応募条件に入れるのではなく、プロジェクトが進む過程で採択された学校がお礼の内容を考えていく方が自然ではないのでしょうか。

(意見) 寄附者に経過報告をしていくことが、お礼の代わりになると思います。

(意見) 寄附者は、お礼のあるなしで寄附を決めているわけではなく、学校現場の役に立ったという気持ちがほしいだけだと思います。

(答) 昨年度の実績からも、お礼をモチベーションに寄附される方はあまりいないという実感を持っていますが、クラウドファンディングで何らかのお礼をするのは一般的だと思います。

(意見) クラウドファンディングでは、お礼についての表記をせず、思い付きでお礼のメッセージを送るのはルール違反になってしまいます。色々な応援の仕方がある中で、クラウドファンディングを選んでいくのであれば、お礼については事前に明示しておかなければならないと思いますので、クラウドファンディングのルールに則った応募条件にしたのだと理解しています。

- (問)                    ガバメントクラウドファンディングなので返礼品はないですが、クラウドファンディングでは、本来は返礼品があるので、返礼品に代わるものを提示するという文化はあると思います。
- 応募に当たっての条件として、「寄附者へのお礼を実施すること」という文言をこのまま残すか、書き方を変えるか、あるいは削除するかについて、どのように思いますか。
- (意見)                寄附者としては、寄附したお金を有効に活用しているか、実際にどう活用しているのかということは知りたいと思います。
- (意見)                お礼という表現ではなく、「経過報告をすること」という文言に変えてはどうでしょうか。
- (意見)                寄附者への報告の仕方の問題もあります。どこかに掲示したものを見に来ていただくという方法もありますし、報告内容をまとめたものをお送りしたり、オープンスクールに準じて見に来ていただくという方法もあると思います。
- (意見)                サイトオープンの段階でお礼について表記していないと、お礼をすること自体がスパム扱いになってしまいます。応募条件の表記については見直しが必要かもしれませんが、感謝の気持ちを伝えたくなったときに、どういう形で伝えるかということは、募集する時点で、支援しようとする方にお伝えしておく必要があると考えます。
- (意見)                応募条件ではあるが、選考条件ではないというのはおかしいので、選考条件でないのなら応募条件から外しておいて、決定した学校と具体的にお礼の内容を調整した方がいいと思います。
- (意見)                自分が校長の立場であればどう思うかを考えますと、学校現場で様々な協議をしていく過程で、クラウドファンディングの寄附者への感謝は、必然的に学びの中に入ってくると思いますので、子供たちのアイデアという意味では、応募用紙に寄附者へのお礼の内容を記入することは抵抗ないと思います。
- (意見)                応募の時点で、お礼の内容もセットで考えてもらう意味はあると思いますので、応募条件の中で、お礼を実施するという文言自体は変えても、応募用紙には、寄附者へのお礼の提案について記載していただいた方がいいと思います。
- (意見)                応募用紙に書いてもらうのであれば、応募条件からは外したらいいと思います。
- (答)                    それでは、応募条件を一つ修正しまして、応募に当たっての条件の「寄附者への

お礼を実施すること」は取るようにします。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

○ 本日の公開案件はこれで全て終了いたしましたので、傍聴者は退場してください。

なお、このあとの非公開案件の審議が終了しましたら、再度公開とし、傍聴することができます。

〔傍聴者退場〕

教育長

○ 傍聴者等の退場のため、委員会は暫時休憩します。

〔休 憩〕

教育長

○ それでは、委員会を再開します。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

議案第4号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第4号について説明)

「改正の理由」でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する労働者の意向確認等について整備が行われることを受け、国家公務員において同様の改正がなされることを踏まえまして、市立学校職員についても同様の改正をしようとするものでございます。

「改正の概要」の(1)「妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等」でございますが、これは、仕事と育児の両立支援制度の周知、制度利用の意向確認及び子や各家庭の状況に応じた仕事と育児の両立に支障となる事情の改善に資する事項の意向確認を、任命権者である教育委員会に義務付けるものでございます。

(2)の「仕事と育児の両立に関する意向への配慮」でございますが、これは、教育委員会に対し、(1)において確認した仕事と育児の両立に関する意向の取扱いについて配慮することを義務付けるものでございます。

「施行期日」でございますが、本年10月1日からとしております。

最後に、「経過措置」でございますが、施行期日前においても、3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずることができることと

いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第4号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について  
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、6月24日火曜日の午後1時に開催していただきたい  
と思います。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、6月24日火曜日の午後  
1時に開催することに御異議ございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、6月24日火  
曜日の午後1時に開催することといたします。

教育長

○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。  
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

○ (総務課長から案内)  
・ 学校園視察について  
・ 委員会資料の配付方法及び委員会当日の端末持ち込みについて

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた  
します。

○ 散 会 (午後3時30分)